

「備品・借受物品の調達・管理・処分等」に係る監査の結果（概要版）

平成 24 年 3 月 26 日
広島県監査委員

1 監査の趣旨

定例監査において、毎年、不適切な物品の調達事務や備品等の管理、不十分な利用状況の実態などが見受けられる。

このため、備品・借受物品の調達・管理・処分等の状況について、総合的な観点から調査し、今後の事務執行や運用改善に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき監査を実施した。

2 監査の対象機関

県の全機関（381 機関）

3 監査の対象

備品（取得金額 5 万円以上）及び借受物品

（ただし、病院事業局については広島県病院事業財務規程（平成 21 年病院事業管理規程第 10 号）第 73 条第 1 項に規定されている有形固定資産のうち耐用年数 1 年以上かつ取得価格 10 万円以上の器具及び備品とした。）

4 指摘事項及び監査委員意見（概要）

【指摘事項】（報告書 P23～26「実地調査の結果」，P25～34「指摘事項」）

実地調査を行った 21 機関等における備品のうち、備品の管理について次のとおり適正な事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

事務処理の状況	機関等数	点数
① 現物の確認ができなかったもの	5	31
② 標識（備品ラベル）が付されていないもの	3	10
③ 備品出納簿に記録管理すべき備品の登録が行われていないもの	1	82
指定管理者に管理を委任している備品のうち、備品出納簿に記録管理すべき管理委任の状況（使用状況、使用場所）の登録が行われていないもの		3

【意見】

(1) 一括調達の促進について（報告書 P29）

県全体の備品等の調達の約 6 割を教育委員会が占めているが、県立学校のテレビや投影機等、同種の備品等を各県立学校が個別に調達していた。

スケールメリットや事務軽減が図られるものがあると考えられることから、教育委員会において、一括調達について検討を行う必要がある。

(2) 備品出納簿と現物確認の効果的な実施方法の検討について（報告書 P29）

備品出納簿に記載してある備品の現物が確認できなかったものや現物に標識が付されていなかったものなど、備品の管理が適正に行われていないものがあった。

各機関における備品出納簿と現物確認については、使用状況を含めての確認を毎年確実に実施するとともに、物品担当職員と実際に物品を使用する職員が連携して備品を管理する体制を確保する必要がある。

(3) 標識に代わる備品の有効な管理方法の検討及び周知について（報告書 P29）

備品に標識を付していない事例には、屋外で使用されているものや消毒を繰り返す医療機器等など標識による管理が有効に行われていない事例が見受けられた。

標識以外の方法で管理することが適当な物品については、写真付きの管理簿による管理方法など、関係部局と会計管理部とが連携して、有効に管理が行われる方法を検討し、備品を管理する機関に対して、周知及び指導をする必要がある。

(4) 使用されていない備品の活用促進について（報告書 P29）

故障や陳腐化等の理由により、今後の使用予定がないまま保管し続けている備品が多く見受けられた。

使用されていない備品の利活用方策（リユース等による所管換え、売払い、廃棄処分等）について検討する必要がある。

また売払いについては、インターネットオークションの活用も検討する必要がある。

(5) 県全体で備品の情報を共有できる仕組みの拡充について（報告書 P30）

現在、各任命権者のシステムごとに、物品リユース等に取り組んでいるが、平成 22 年度に活用を図った機関数が県全体の約 4 %にとどまっている一方、任命権者を超えた機関での物品リユースが可能な事例なども見受けられた。

各任命権者のシステムの掲示板への同時通知や広島県財務会計システムの遊休物品登録機能の本格稼働など、県全体での備品の情報を共有できる仕組みを拡充する必要がある。

【付記】

新たな公会計制度に向けての備品等のあり方の検討について（報告書 P30）

新たな公会計制度への取組に伴い、備品等についても固定資産台帳を作成していく必要がある。このため、備品等の確実な実地照合や必要な処分などを進め、固定資産台帳の精度を段階的に高めていくことを検討していただきたい。

備品の取扱いについては、企業会計等や新たな公会計制度への対応を踏まえ、備品のあり方や管理基準等について、検討していただきたい。